

# 信書配送 セルフチェックガイド — 「知らなかった」を無くすために

請求書・契約書・給与明細。日常的に発送しているその書類、郵便法上の「信書」に該当していませんか。本資料は、法務・総務・経理部門が自社の配送実務を点検するためのチェックガイドです。そのまま社内会議・稟議資料としてご利用いただけます。

特定信書便事業許可 関特第117号

プライバシーマーク取得

個人情報漏洩保険 3億円

運送賠償責任保険 500万円

創業1989年

## 株式会社タイムボックス

〒141-0031 東京都品川区西五反田8-4-15 東京モリスビル第2-7F

TEL 0120-307-814 (24時間365日) | [www.timebox.co.jp](http://www.timebox.co.jp)

本資料は一般的な法令情報の提供を目的としており、個別の法的助言に代わるものではありません。2026年6月時点の情報に基づきます。

## 「信書」の範囲は、一般に知られているより広い

郵便法における「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書を指します（郵便法第4条）。ポイントは「手紙かどうか」ではなく、特定の相手に宛てた通知性があるかです。ビジネス文書の多くがこの定義に該当します。

### 法的根拠 | 郵便法 第4条（事業の独占）・第76条（罰則）

信書の送達は、日本郵便株式会社または信書便事業の許可を受けた事業者にのみ認められています。これに違反して信書を送達した場合、**3年以下の懲役または300万円以下の罰金**が定められており、運送した事業者だけでなく**差出人（発送した企業側）も処罰の対象**になり得ます（同条3項）。

### ▼ 自社の発送物をチェックしてください（信書に該当する代表例）

- 請求書・納品書・領収書**  
「商品に添付する納品書」は例外的に同封可だが、単独発送は信書扱い
- 契約書（締結済み原本の送付・返送を含む）**  
電子契約導入後も、紙原本のやり取りが残っている企業は要確認
- 給与明細・源泉徴収票・社会保険関係書類**  
従業員宛でも「特定の受取人への事実の通知」に該当
- 登記関係書類・許認可申請書類**  
法務局・官公庁宛の申請書類も信書に該当
- 金融機関宛の重要書類（融資関係・口座関係）**  
機密性が高く、漏えい時の影響も大きい領域
- 結果通知書・証明書・推薦状など**  
健康診断結果、可否通知、各種証明書類

※ 信書該当性の最終判断は総務省ガイドライン「信書に該当する文書に関する指針」に基づきます。判断に迷う文書は個別にご相談ください。

## 違反は「悪意」ではなく、誤解から起きる

信書違反のほとんどは、コスト削減や利便性を優先した結果の「知らなかった」です。以下は実務で頻出する誤解パターンです。自社に当てはまるものがないかご確認ください。

よくある運用	法令上の評価
請求書をメール便・宅配便でまとめて発送 「印刷物だから問題ない」という認識	<b>信書に該当</b> 。宅配便・メール便での単独発送は郵便法違反のおそれ
契約書原本をバイク便で先方へ送付 「急ぎだから」「いつもの業者だから」	<b>信書に該当</b> 。信書便許可のない運送事業者への委託は違反のおそれ。 <b>許可業者なら同じスピードで合法</b>
給与明細を社内便・配送業者で各拠点へ	<b>信書に該当</b> 。自社従業員宛でも対象。※自社社員が運ぶ「社内内通送」は対象外
「添え状」として書類に同封	<b>条件付きで可</b> 。貨物に「添付」する無封の添え状・送り状は例外。ただし主従が逆転すると違反
信書便許可業者（特定信書便）に委託	<b>合法</b> 。国の許可基準（秘密保護・引受体制等）を満たした事業者による送達

### 実際に起きていること

過去には大手企業が給与明細等の配送をめぐる総務省から指導を受け、**社名とともに報道された事例**があります。罰則の適用以前に、「法令違反を社内で見過ごしていた」という事実自体が、監査・取引先対応・採用広報まで波及するのが実情です。

## 本当のリスクは罰金額ではなく、信用と説明責任

罰金の上限は300万円ですが、企業が実際に失うものはその金額に留まりません。部門ごとに、違反が顕在化した場合に発生する実務負担を整理します。

### 経営層

監査指摘・行政指導は**適時開示や取引先説明**の対象になり得ます。「法令管理体制の不備」として扱われた場合、罰金額の何倍ものコストが信用回復に必要になります。

### 法務・コンプライアンス

違反状態の放置は**公益通報者保護法の対象となる「法令違反」**です。内部通報が先行した場合、対応の主導権を失った状態で是正を迫られます。

### 総務

J-SOX・内部監査で配送実務が確認された場合、**是正計画の立案・顧問弁護士対応・再発防止策の文書化**が一度に発生します。事前把握との差は歴然です。

### 経理・財務

金融機関・上場取引先の**コンプライアンス調査票**で配送体制を問われるケースが増加。回答不能・虚偽回答はどちらも大きなリスクです。

### ▼違反が顕在化した場合に発生する対応（実務ベース）

即日～1週間	事実関係の調査、該当配送の停止、顧問弁護士への相談
～1ヶ月	是正計画の策定、監査役・取締役会への報告、許可業者への切替
～3ヶ月	再発防止策の文書化、取引先・金融機関への説明、社内研修
継続	監査での継続フォロー、調査票での開示対応

### 重要な視点

この対応コストは、**事前に自主的に切り替えた場合にはほぼゼロ**になります。「指摘される前には正済み」であることが、コンプライアンス上もっとも安価な選択です。

## 現行の配送を、すぐ止める必要はありません

重要なのは「把握し、是正の道筋を社内に残す」ことです。慌てて配送を止めて業務を混乱させるより、以下の3ステップで計画的に進めることをお勧めします。

### 1

#### 現状把握（今週中）

本ガイドP2のチェックリストで該当書類を洗い出し。発送頻度・件数・現在の委託先を一覧化します。この一覧が監査時の「把握済み」の証拠になります。

### 2

#### 改善計画（～1ヶ月）

信書便許可業者への切替見積もりを取得し、是正スケジュールを文書化。「指摘前に着手していた」記録を残すことが企業防衛上もっとも重要です。

### 3

#### 切替実行

該当書類から順次、許可業者経由へ切替。発送フロー自体は変えずに委託先のみ変更する設計が可能なため、現場負担はほぼ発生しません。

### ▼切替先の確認ポイント（信書便許可業者の選び方）

- 信書便事業許可番号を保有しているか**  
総務省の許可一覧で確認可能。当社は「関特第117号」
- 機密保持体制（Pマーク・情報漏えい保険）があるか**  
信書は機密文書。万一の漏えい時の補償体制まで確認
- 配達記録・受領確認が残るか**  
「いつ・誰に届いたか」の記録は監査証拠として有効
- NDA（機密保持契約）の締結に応じるか**  
法務部門経由の契約に対応できる事業者か
- 急送・当日配送に対応できるか**  
契約書原本など「今日中」の案件への対応力

# まずは、現在の配送方法が 信書違反に該当するかの確認から。

タイムボックスは特定信書便事業許可（関特第117号）を保有する、創業1989年の配送会社です。御社の発送実務をお聞きし、「**どの書類が・どう該当し・何を变えれば合法になるか**」を無償で整理してお返しします。

## よくある相談

### Q. 契約書は信書ですか？

該当します。締結済み原本の送付・返送も対象です。

### Q. 登記書類は信書ですか？

該当します。法務局・官公庁宛の申請書類も対象です。

### Q. 給与明細は？

該当します。自社従業員宛でも対象です（自社社員が運ぶ社内通送は対象外）。

### Q. 財形関係書類は？

該当します。金融機関との授受要件も併せた体制確認をお勧めします。

## 導入イメージ（実績より・社名非公開）

### 大手インフラ企業様 | 財形貯蓄関連書類の輸送・信託銀行との重要書類授受

全従業員規模の機密個人情報と、金融機関の厳格な授受要件が重なる領域での継続実績。信書便許可・受け渡し記録・機密保持体制の3要件を満たした運用です。

#### ① ヒアリング

発送書類と現在の委託先を確認（15分程度）

#### ② 該当性の整理

→ 書類ごとの信書該当性と優先順位をご提示

#### ③ 切替ご提案

→ 現行フローを変えない切替設計とお見積もり

## CONTACT

# 0120-307-814

24時間365日受付 | 業務部 担当：茅野

WEB：[www.timebox.co.jp/lp/legal.html](http://www.timebox.co.jp/lp/legal.html)（無料診断・お問い合わせフォーム）

対応：NDA締結可 | お見積もり無料 | 東京23区・関東近県